

あん摩マッサージ・はりきゅう等施設利用券を交付しています

☎ほけん課 国保・年金係、高齢者医療係 ☎ 22-3145

市では1回の施術で1,000円の助成が受けられる施設利用券を、国民健康保険被保険者には年間（4月から翌年3月まで）20枚、後期高齢者医療被保険者には年間10枚交

付しています。必要な人は保険証、印鑑を持参のうえ市役所ほけん課または各支所に申請してください。



●申請に必要なもの

▷保険証 ▷印鑑

（代理人が申請する場合）

▷必要な人の保険証 ▷必要な人の印鑑
▷代理人の運転免許証など本人確認書類

※保険料の滞納がある場合は交付枚数を制限することがあります。

※施設利用券は本人以外利用できません。（家族への譲渡も不可）

※紛失した場合は再発行できません。

保育料の算定にかかる「寡婦(夫)控除のみなし適用」

☎福祉課 子育て支援係 ☎ 22-3167

寡婦(夫)控除とは、夫(妻)と死別もしくは離婚した後、婚姻をしていない人または夫(妻)の生死が明らかでない場合に受けられる税法上の控除です。

保育料は原則として父母の市町村民税をもとに算出されます。これまで、未婚(婚姻暦のな

い)のひとり親は寡婦控除が受けられませんでした。が、法令の改正により未婚のひとり親も地方税法上の寡婦控除が適用されたものとみなして保育料を算定することになりました。

※適用した場合でも保育料は減免されませんがありますので、申請前にご連絡ください。

●「寡婦控除のみなし適用」の対象

未婚のひとり親のうち保育料が発生している人



●「寡婦控除のみなし適用」に必要な手続き

次の書類を準備して、福祉課子育て支援係が各支所に申請してください。

- ▷利用者負担額減免申請書(市役所・支所に設置)
- ▷申請者の戸籍全部事項証明書
- ▷申請者と子どもの属する世帯全員の住民票

サービス付き高齢者向け住宅 デイサービス併設

阿蘇山荘

入居者募集中

▶終の棲家を目指します

- 充実した医療・介護サービスで安心・快適な暮らしをご提供します。
- 専任スタッフが24時間365日常駐。

25戸

透析の方も大丈夫

スタッフ
大募集

未経験
歓迎

広告

お問い合わせ ☎0967-32-5577 受付時間 10:00~17:00(月~金) 9:00~12:00(土) 担当 藤本



医療法人 坂梨ハート会 さかなしハートクリニック 〒869-2307 阿蘇市小里249の2

乳幼児は医療費を全額助成します

☎ 福祉課 子育て支援係 ☎ 22-3167

乳 幼児医療費助成制度は、就学前までの乳幼児の医療費を全額助成し、疾病の早期治療の促進と、健康保持及び健全な育成と子育て支援を図ります。

申請方法

- **市内の医療機関、薬局等の外来受診の場合**
窓口での支払いが無料になります。
医療機関等の窓口で必ず「乳幼児医療費受給者証」と「健康保険証」を提示してください。
提示がない場合は、償還払の助成になります。
- **入院／市外の医療機関、薬局等の外来受診の場合**
償還払による助成です。
福祉課または各支所に設置してある「乳幼児医療費助成申請書」に必要事項を記入・押印し、領収書を添付して申請してください。
※乳幼児1人につき、ひと月、医療機関ごとに申請書が必要です。

請求期間 診療月の翌月から起算して1年間
申請先 福祉課または各支所
支払日 申請した翌月25日
(25日が休日の場合はその直前の平日)

注意事項

- ・医療費が高額になった場合、高額療養費(付加給付含む)を除いた額を助成しますので、健康保険からの支給決定通知書などを一緒に添付してください。
- ・氏名、住所、加入保険などに変更があった場合は福祉課または各支所に届け出ください。

※5月1日以降、「乳幼児医療費受給者証」の有効期間の記載が「平成」でも、医療機関等でそのままご利用いただけます。

小・中学生の医療費の一部を助成します

☎ 福祉課 子育て支援係 ☎ 22-3167

児 童医療費助成制度は、小・中学生の医療費の一部を助成し、児童の健康増進と保護者の経済的負担の軽減を図ります。

申請方法

- 市役所福祉課及び各支所に設置の「児童医療費助成申請書」に必要事項を記入、押印し、領収書を添付して申請してください。
※児童1人につき、ひと月、医療機関ごとに申請書が必要です。
- 助成額** (外来) 1,000円/月を超えた額
(入院) 2,000円/月を超えた額
- 請求期間** 診療月の翌月から起算して1年間
申請先 市役所福祉課または各支所
支払日 15日までの申請分を翌月10日払い
(10日が休日の場合はその直前の平日)

注意事項

- ・医療費が高額になった場合、高額療養費(付加給付含む)を除いた額を助成しますので、健康保険からの支給決定通知書などを一緒に添付してください。
- ・学校等の管理下でのケガなど、日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となる医療費については、児童医療費助成の対象外です。
- ・氏名、住所、加入保険などに変更があった場合は、市役所福祉課または各支所に届出をお願いします。

宅地復旧支援事業は事前に申し込みが必要です

住環境課 都市・環境係 ☎ 22-3169

熊 本地震復興基金により、熊本地震で被災した宅地の復旧に対する支援を実施しています。

当事業を利用して復旧工事を考えている人

は、**2020年3月31日(火)までに工事前の申し込みが必要**です。(相談のみを行った人も申し込みが必要です)

●申し込みができる人

宅地の所有者または管理者等

●申込期限 2020年3月31日(火)

●申し込み・相談窓口 住環境課 都市・環境係

●申請に必要なもの

- ▷ 宅地被害の被災状況を確認できる資料(写真等)
- ▷ 対象工事の見積書、図面等
- ▷ 印鑑 ▷ その他

●対象となる工事

- ▷ のり面の復旧工事
- ▷ 擁壁の復旧工事(被災した擁壁の撤去・復旧等)
- ▷ 地盤の復旧工事(陥没の復旧工事等)
- ▷ 地盤改良工事(液状化が発生したとみられる宅地での液状化対策工事等)
- ▷ 住宅基礎の傾斜修復工事

●支援(補助)額

対象となる工事費から50万円を控除した額の3分の2を補助します。

(対象工事の上限は、1,000万円)



※申し込みをしていない場合、支援を受けられないことがありますので、必ず期限内にお申込みください。

コミュニティ助成事業で地域活動備品を整備

地域社会の健全な発展を図ることを目的とした宝くじの助成金を活用し、小野田町区が地域活動時に不足していたイス、テーブル、棚などを公民館に整備しました。

このコミュニティ助成事業は、社会貢献広報事業費を財源として一般財団法人自治総合センターが助成を行うものです。

地域活動備品を整備したことにより、同地区ではコミュニティ活動が一層活発になるものと期待されます。



各種証明書のコンビニ交付が始まっています

問 市民課 戸籍係 ☎ 22-3135

阿蘇市に住民登録がある人は、マイナンバーカードを利用してコンビニなどに設置してあるマルチコピー機から各種証明書を交付できるようになりました。

まだマイナンバーカードの交付申請と受け取りが済んでいない人は、早めの手続き(手数料無料)をお勧めします。

●交付できる証明書

- ▷住民票の写し ▷住民票記載事項証明書
(除票の写しは交付されません。個人番号及び住民票コードは記載されません)
- ▷印鑑登録証明書(印鑑登録済みの人)
- ▷所得証明書 ▷課税台帳記載事項証明書
(申告等済みの方で、現年度分のみ交付可)
- ▷戸籍証明書・戸籍の附票の写し
(除籍謄本等は交付不可)

●交付場所

マルチコピー機が設置されている全国のコンビニやイオン九州等

●必要なもの

マイナンバーカード(阿蘇市民カードは利用不可)

●利用時間

午前6時30分～午後11時
(12月29日～1月3日は利用休止)
※戸籍証明書及び戸籍の附票の写しは土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分

※システムメンテナンスのため、4月23日(火)は証明書交付サービスを一時停止します。

交付の手順

佐藤市長が実際に証明書を取得しました。



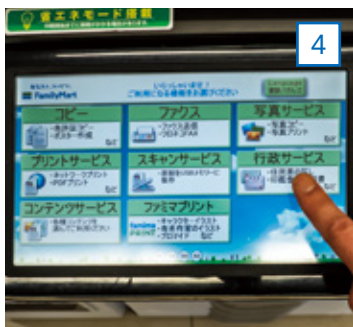
1 いざコンビニへ



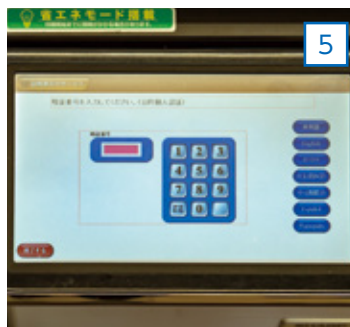
2 証明書を交付するマルチコピー機



3 マイナンバーカードを使って操作開始!



4 最初に「行政サービス」を選択して手順通りに進みます



5 操作途中でマイナンバー作成時に設定した暗証番号を入力



6 画面の案内に従って簡単に証明書を取得できました